

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 5 ） （ 27. 2 定 ）			
日 時	平成 2 7 年 7 月 1 日（火）	開 議	午後 1 時 4 0 分
		閉 会	午後 5 時 2 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	齊藤委員長、山田副委員長、秋元・千葉・中村（岩雄）・安斎・高野・鈴木・酒井（隆行）・中村（吉宏）・濱本・中村（誠吾）・林下・小貫・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、小貫委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長

秋元委員への答弁の中で、これまでの人事異動に関し、実際に今までもこの内申の方と必ずしも一致をしない昇任というのは存在はしていたと思うと申し上げたところですが、確認したところ、ここ数年では、そのような事実はありませんでしたので、訂正させていただきます。

昇任内申のない職員を昇任させたことにつきましては、私が当該職員の能力の実証として判断したのは、かつての市幹部だった複数の方や市職員からの意見を聞くことで、外部の方々からの評価というものも考慮し、私なりに能力があると判断したものであります。

(発言する者あり)

(「違うんでない」と呼ぶ者あり)

また……

(発言する者あり)

失礼いたしました。もう一度、お話しさせていただきます。

昇任内申のない職員を昇任させたことにつきましては、私が当該職員の能力の実証として判断したのは、かつての市幹部だった複数の方や市職員からの意見を聞くことで、内部、外部双方からの方々からの評価というものも考慮し、私なりに能力があると判断したものであります。

また、地方公務員法の解説本には、能力の実証のためには、客観的な事実が求められておりますが、それは必ずしも書面等でなければならないとまではされていないことから、さまざまな方の意見を私なりにしんしゃくし、このことをもって能力の実証としたものであります。

したがいまして、私が、見て聞いたこともあわせて勤務成績として評価いたしましたので、地方公務員法第15条に抵触をしていないと認識しております。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

公明党。

○秋元委員

◎職員の任用について

まず、市長に伺いたいのですが、初めに読んでいただいた訂正の文章なのですが、実は、理事会の中で、昨日の市長の発言は、削除されたほうがいいのかという意見がほかの理事の方からありまして、今回、訂正ということだったのですが、訂正だと、昨日の会議録にも、今日の会議録にも、このまま残ってしまいますけれども、削除ではなく、訂正でいいということではよろしいですか。

○市長

はい、訂正で結構でございます。

○秋元委員

先ほど市長が読まれた、昇任内申のない職員の方のお話だったのですが、市長が最初に読み上げたのは、昨日の

夜の文章だったのです。昨日の文章では、外部の方から聞いたというお話だったのですが、今日、朝になって、内部、外部からの方から聞いたというふうに変っていたのですけれども、市長、これは、自分でおつくりになって確認された上での答弁のメモだと思うのですが、なぜ自分がつくったものを読み違えてしまうのか、その辺から説明してください。

○総務部次長

昨日、夜、市長と打合せをさせていただきまして、市長からは、内部という言葉も入れるようにという指示がございました。その辺を私ども事務方できちんと整理せず、市長に原稿をお渡しした部分がございますので、市長というよりは私ども事務方の誤りでございますので、大変申しわけございませんでした。

○秋元委員

非常に重要な部分ですので、また、市長の発言ですので、ぜひ注意していただければというふうに思います。

それで、今回、昨日の発言につきまして何う中で、かつての市の幹部、また、市の職員から意見を聞いたというお話でした。現在の市の職員から意見を聞いたということなのですが、これは、昇任させる方々の上司からお話を伺ったということによろしいのですか。

○市長

申しわけございません。今、聞き漏らしてしまいました。

○秋元委員

「内部、外部双方からの方々からの評価というものも考慮し、私なりに能力があると判断した」、その前段で、「かつての市幹部だった複数の方や市職員からの意見を聞くことで」と話されていますけれども、まず、市職員からというのは、今回昇任させる方の上司ということによろしいのですか。

○市長

例えば、今で言えば前副市長ですか、とか、総務部長などのことを指しております。

○秋元委員

昨日の質問の中で、そのような話はされていなかったのですけれども、前副市長ですか、と、前総務部長にもお話を伺ったということなのですが、それは、個別の方に対しての話を伺ったということでいいのですよね。というのは、個別の内申がないわけですから、個別の方々に対してのお話を伺ったということによろしいのですか。

○市長

はい、そのとおりでございます。

○秋元委員

それは、当然昇任をさせるというお話で意見を聞いたということなのですよね。

○市長

昇任に限らずですけれども、御意見はいただいております。

○秋元委員

それでは、「内部、外部双方からの方々からの評価というものも考慮し」ということだったのですが、外部というのはどのような方なのですか。

○市長

個人名に関しては控えさせていただきますけれども、例えば元市長、元幹部職員、また、元議員などでございます。

○秋元委員

最初の話に戻ってしまうのですけれども、そもそも、そういう行政経験のある方々からお話を伺う中で、内申がないというような話には至らないのでしょうか。内申のない方がかなりいらっしゃいますけれども、内申のない方々

も含めてお話を伺う中で、内申がないという話などにならないのですか。

○市長

それぞれの方々からそれぞれ個々の職員の話の聞いているというような状況なので、私からその都度に、内申があります、ないですとかということを示したわけではございません。

○秋元委員

市長は、そもそも、人事をする上で、地方公務員法第15条というのはわかっていて行ったのでしょうか。

○市長

私なりに地方公務員法は把握をしている中で行わせていただいております。

(「第15条も」と呼ぶ者あり)

ええ、第15条も含めて。

○秋元委員

その中で、能力の実証を求められているのはわかっていて、能力の実証は私なりに判断したということですが、市長、今回読み上げていただいた文章の中で、書面などでなければならないというふうにはされていないというふうにありましたが、いろいろと探すと、この条文の逐条解説の中に、書面によるというふうなところもあるのですけれども、そのような調べというのはされていないのですか。

○市長

私も、改めて、答弁でも話させていただきましたけれども、解説本等も確認させていただき、また、弁護士の方にも確認させていただき、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、必ずしも書面等でなければならないとはされていないというふうに確認させていただいたところでございます。

○秋元委員

では、能力の実証というところなのですけれども、その実証という市長のその受止め、実証というのはどういうことですか。

○市長

その解説本等における改めての確認でございましたけれども、この解説本においては、「その他の能力の実証」ということで、それで一つの単語として捉えられていて、医師の採用の場合には医師の免許、また、教員免許、そういう資格という枠組みで当てられております。

○秋元委員

少し違うのですけれども、実証ということは、事実をよりどころとして証明するものということなのです。だから、私が聞いてそう思うとか、そういうことというのは実証にならないのですよ、事実をよりどころとするものですから。市長に伺いますけれども、その複数の市の元幹部職員の方、また、現在いらっしゃる市の職員の方に、いつどのような話を伺って、どの方を昇任させたということは証明できますか。

○市長

先ほども話をさせていただきましたけれども、このような解説本等は、客観的な事実は求められておりますが、それを書面などでなければならないとはされておられませんので、私自身は、その書面等は持ち合わせていないというふうなところでございます。

○秋元委員

少しかみ合わないのですけれども、昨日からこのように話されている、答弁されていることは、全て公式的な記録に残りますから、これは重要なことなのですが、実証というのは、先ほども言いましたけれども、事実をよりどころとして証明するものということなのです。証明されない限り、実証とは言えないのです。私は聞いて思うだけでは、証明にならないのです。というのは、もしこれで訴えられて裁判になったときに、私はそう思ったか

らと言っても、裁判で通用しないと思うのですが、市長、いかがですか。

○市長

私たちが改めて調べさせていただいた解説本等の内容では、勤務成績とはと示されておりまして、職員である者の勤務の実績の評価であって、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行った結果が中心であろうという話がまず第 1 点でございます。しかしながら、これに限定されるものでなく、不定期に行われる勤務成績の評定結果や勤務成績の評定が制度として十分に確立されていない場合には、昇任等に当たっての上司の内申なども勤務成績の評価に該当するというふうに説明されております。

私としては、その勤務成績という枠組みの中に、ここに書かれているように、内申ももちろんですけども、それだけではなく、さまざまな情報や御意見等も含めて勤務成績と当てられるというふうに、この本においては解説されているということでございます。

○秋元委員

端的に言って、勤務成績が私の主観に基づいてこんなものだろうということはありません。一般的な会社でも、勤務成績などは当然書面などに記録されていますし、それがなければ、その方の仕事に対する能力や勤務の成績は、誰がどのように判断できるのですか。社長が、私がこう思うからだと言っても、それは、誰も判断できないではないですか。この中には、客観的という言葉も出てきますけれども、客観的というのは、市長、どういうことですか。

○市長

私個人だけではなく、さまざまな方々の御意見という意味合いかと思っております。

○秋元委員

いえいえ、そうではなく、客観的というのは、誰しものがそう思うということです。いや、そうなのです。言葉の意味はそうなのです。客観的というのは、誰しものがそう思うことなのです。市長がやっていることは主観的で、市長だけは、私はこう思うと言われているだけで、全く法にものつついていないし、主観的な市長の判断で行われていることなのです。だから、私は、昨日から、地方公務員法第 15 条に抵触しないですか、大丈夫ですかということを言っているのです。市長は、今日は、弁護士の方に相談されて大丈夫ではないかと言われているんですけども、この地方公務員法第 15 条の逐条解説にこのようにありますよ。成績主義の基本となる能力は、客観的に実証し得るものでなければならないが、受験成績とは、職員の採用試験又は任用試験で示された受験者の成績であり、勤務成績とは、勤務成績の評定結果など勤務の実績を証明し得る資料をいう。資料をいうというふうに言われています。また、その他の能力の実証とは、先ほど言われた教員、医師、薬剤師などの免許のことも言われるのですね、特定の職務に関して一定の職務経歴又は一定の学歴を有することなど、公務遂行の能力を有すると認めるに足る客観的な事実があることをいうものとされている、ここを証明されなければならないのですよ、市長。私がそう思うと言われても、一切法的な証明にはならないのですけれども、いかがですか。

○総務部長

弁護士にお聞きした中では、見たり聞いたり、それから情報収集したことについて、それなりの知識といいますか、記憶とかの蓄積等があれば、それも一つのよりどころにはなる、ただ、資料という言い方になりますと、何か文書化されたようなものをイメージしますけれども、必ずしもそうでなくても、そういった部分もあるということで、それから、非常に大事なものは、成績主義というその精神を持ってそういうことに当たっていたかどうかだということですので、そういう意味では、市長は、そういうことを持って当たっていたのではないかというふうに思っております。

○秋元委員

成績主義というものを持っていたかということなのですから、それは、誰がどうやってわかるのですか。市

長がわかっているのですか、それは。

○総務部長

成績主義を行うための一つの手法として、勤務成績の評定というのがございます。それも、完全に制度化された緻密な制度であることが望ましいのでしょうけれども、小樽市の場合は、まだそのようなことになっておりませんので、ただ、解説本には、そういうものであっても、未完成であっても、それは、そのよりどころとなるというようなことが書かれておりますし、それプラス、市長が内外の方々から聞いたもの、そういったものもしんしゃくしながらやったということは、成績主義というものに反するような行動をしていないというようにことで解釈いたしております。

○秋元委員

よくわからないのですけれども、市長、今回の地方公務員法第15条に違反すると、懲役、罰金があるのですが、これは御存じですね。

○市長

ええ、存じております。

○秋元委員

裁判になって、証拠はどのように示されるおつもりですか、万が一裁判を起こされた場合に。

○市長

先ほども話しましたがけれども、弁護士等に相談させていただいた中で、違法性があるとは言えないというふうにお答えをいただいておりますので、そのようなことにはならないというふうに私は思っております。

(「いや、なった場合の話をしているのです」と呼ぶ者あり)

現在、その仮定のお話においては、どのように対応するのかというのは、そのときにやはりいろいろ考えなければならぬと思いますので、現在、この時点でお答えできるような内容のことはございません。

○秋元委員

市長、まず一つ問題なのは、市長がこれまでの内申に基づいて行っていたこの昇任を、市長の就任とともに用意されていたもの、市長が判断して、内申のない方の人事を行ったということが一つ問題なのです。これまでは、内申に基づいて判断されてきたのです。しかし、その内申にかわるものを市長は持ち合わせていないわけです。そうですね。お会いしていない方までも昇任させているわけですよ。市長が直接面談していない、面接していない方も、人から聞いて、この人は優秀だと聞いたかもしれないですが、会ったことのない人も昇任していますよね、昨日、認めましたがけれども。そのような方の能力の判断というのは、どのように判断されたのですか。会ってもいないのに、人から聞いて判断できたのですかという話です。

○市長

先ほども話しましたがけれども、さまざまな経験者の方々、私以上にその状況を把握している方、また、市役所職員の方々を熟知されている方々からのアドバイスでございますから、昨日も話したように、確かにお会いできていない職員もいまだにいらっしゃいますが、そのアドバイスは大変貴重だというふうに私自身は判断させていただきましたし、また、おっしゃるように、少しでもやはりこれから職員に対しても直接接することで、その方々の個人的な能力であったり、その他さまざまな要素を自分でも把握できるように努力はしてまいりたいと思いますけれども、今回におきましては、そういう意味では、そういう経験者の方々の情報を基に判断させていただいたということでございます。

○秋元委員

お会いしたこともない、お話ししたこともない方を幹部職員ですよ、市長。市長、幹部職員なのですけれども、そういう人を、内申の書類もない、これまでの人事の流れにも反して昇任させた、これは誰が聞いても納得できな

いですよ。市長がやられていることは、たくさんあって、今回の参与の任用もそうですけれども、各議員から質問が多いのは、納得、理解されていないからなのです。心配して、地方公務員法第15条に抵触するのかと聞いても、それに申し合わせる資料も出してもらえないというか、出す資料もないと思います。これは、市長、独裁なのではないですか。何の手続も踏まえないで、全部、今までの流れを飛ばしてしまって、自分の好きなように、客観的ではないのですよ、それも、客観的ではない人事を進めてしまって、これは、問題が起きないということは、問題が起きるということを非常に心配しているのですけれども、お会いもしていない方もいらっしゃる。自分が政策を進めていく中で、市長が大事にする幹部職員も、いまだに会ったことがないというのは、非常に問題であるというふうに思いますし、市長が今まで議会の中で答弁してきたこともいろいろと変わっていますよね。訂正もされています。だから、市長が議会の中で発言される答弁は非常に重要だというふうに各議員からも、忠告といいますか、あるにもかかわらず、そのようなお言葉も発せられます。非常に問題視しているところであります。納得はできないのですけれども、終わらせていただきます。

○委員長

秋元委員の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時03分

再開 午後 2 時17分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、安斎委員が中村岩雄委員に、高野委員が川畑委員に、中村吉宏委員が鈴木委員に、濱本委員が酒井隆行委員に、中村誠吾委員が林下委員に、それぞれ交代いたしております。

本日の会議録署名員に濱本委員を指名いたしました。酒井隆行委員と交代しておりますので、本日の会議録署名員に中村岩雄委員を追加指名いたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、順序は、民主党、新風小樽、自民党、公明党、共産党の順といたします。

民主党。

○林下委員

◎おたるドリームビーチに関する市長の報道への発言について

この間の予算特別委員会で、おたるドリームビーチの関係で、この審議を通じて、多くの議論がなされました。6月26日の予算特別委員会には、私も出席させていただいて、さまざまな質問をさせていただきました。市長は、そのときにも、非常に自身の責任ということについて強調されておりましたから、私はあえて、議会と市長は車の両輪であるから、どのような結論になっても、お互いに責任は分担すべきであるというふうに発言させていただきました。しかし、現実には、さきの本会議でも、中松市長だから可決して、森井市長だから否決するのかというような発言もありました。私は、あくまでも市民の目線で我々もしっかり是々非々で判断していくということで考えておりますし、皆さん、ほかの会派についても、そういった基本的な視点でこの間、議論してきたというふうに思っています。私どもも、努めて冷静、公平・公正に判断していくということを考えておりますけれども、報道でも、あるいは市民の中にも、先般、私の部屋を訪れた方は、恐らく市長の支持者だと思うのですが、何か私の発言を歪曲して捉えたような形で結構激怒しておられたので、私は、実はこういうことですよという話をして、帰っていた

いたのですけれども、そこで、26日の予算特別委員会で補正予算が否決されたということで、直後に市長がマスコミの取材に対して、これは少し正確さを欠いているかもしれませんが、市議会が否決して後で後悔することにならなければよいと思うという発言をされたようにテレビで見えておりましたし、翌日の新聞では、市議会を痛烈に批判したと、こういう解説が載っておりました。私は、この報道は別として、市長がどのような考え方でこうした趣旨の発言をされたのか、その真意をまず伺いたいと思います。

○市長

さきの報道機関への発言についてですけれども、私自身、御存じのようにドリームビーチの実態をよく知る身として、このたび最低限の安全を確保するための現実的な対処方法を提案させていただいたつもりでございます。委員会における議論では、皆様からそれぞれのお考えをお聞かせいただきまして、そして、あのような採決結果となったということに対しては、私自身としまして、その結果をしっかり尊重するものだというふうに思っております。しかしながら、やはり私としては、事故や事件が現実に関り得るのではないかとというふうに思っております。ドリームビーチの安全について市民の代表として議論された市議会議員の皆様が、万が一事故や事件を目の当たりにされたときの心情として、責任そのものは問われないにしても、市営海水浴場開設に反対されたことに対するみずからへの疑念がわずかでも生じなければよいと思ったことに伴って発言させていただいたということでございます。

○林下委員

私も、市長はそういうことをお考えなのかなとは思いましたが、例えば事件や事故あるいは火災が起きるのではないかとといったいろいろな情報も、実は寄せられております。市長がそういう事件や事故への懸念を抱いている根拠になっているものは、実情をよく知っているだけに、何かそういう根拠があるのかというところが知りたいのですけれども、ございますか。

○市長

皆様も御存じではあるとは思いますが、海水浴場というのは、エリアを決めて、その中の安全を確保できるようにということで開設されているかと思いますが、海岸線というのは、基本的にはずっとつながっているもの、海も、全てつながっているものでございます。ですので、そのエリア以外のエリアからの影響は、大変大きいものであるというふうに思っております。

また、財務局が所有しております銭函3丁目駐車場、いわゆるドリームビーチの駐車場でございますけれども、そこも大変広いスペースになっておりまして、さまざまな方々のたまり場というか、多くの方々が、いろいろな方々が来られるような状態でございます。現在、撤去作業等も進めるようにということで指導させていただいているところではございますが、その撤去を進めるためには、なかなか駐車場を閉め切るというような状況にもなりませんので、どうしてもその場にたくさんの方々が訪れ、その中でさまざまな事故や事件等も起こり得るのではないかと危惧しております。これは、日中、夜に限らず、起こり得るのではないかとというふうに危惧しているところでございます。

さらには、その周辺の道路においても、海水浴場が開設されていないというような状況から、路上駐車等もありますし、その他さまざまな出来事などが危惧されるというふうに思っていることから、そのように皆様に話させていただいているところでございます。

○林下委員

現場の状況をよく知った上でのお話だと理解はできるのですけれども、やはりさきのテレビ報道あるいは新聞報道を見た市民の人たちには、非常に誤ったメッセージが伝わっているのではないかとというふうに思いました。

それで、なぜ市長がそのような発言をしたのかということが一つ背景にあると思うのですけれども、何か議会が市長におどかされている、おどしに屈するのかなというような話まで飛び出している状況もあります。そういう意味

で、いろいろな議論はありますけれども、やはり私は、市長が議会と信頼関係をこれからどうやって深めていこうとしているのか、あるいは、こういった問題についても、もっと私どもの意見を聞いた上で、もう少し取り入れていただくような姿勢があってもいいのではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがですか。

○市長

おっしゃるように、市長をはじめとした行政機関と議会というのは、車の両輪だと思います。そして、私自身も、皆様からの御意見をより真摯に受け止めて、いろいろな話、議論等をさせていただきながら、この市政運営にしっかり取り組んでまいりたいというような気持ちを持っております。ドリームビーチに関しては、そういう意味では、皆様との情報交換、やりとりというのがそこまで深まらなかった部分もあったかと思いますが、どうしても、季節を迎えるという時間的なスケジュールがない中で、このような形になってしまったというのは、私としても、大変残念なところでございます。今後において、これからも、さまざまな政策、さまざまな議論があると思いますので、今回のドリームビーチのようなことにならないように、私としても、精いっぱい努めてまいりたいというふうに思っております。

○林下委員

◎サンセットビーチ銭函の違法建築物について

それで、今朝の新聞に、サンセットビーチ銭函に違法建築物があるということでまた報道されておりますし、これも除却を求めるのだという新方針も記載されておりました。これは当然のことだと思うのですが、やはり今、市長がおっしゃっているように、海岸線、なかなか区域というのは難しいし、いろいろな問題もある、そういう中で、サンセットビーチのこういう状態について、今後、どうされていくのか、あるいは、ドリームビーチとの関係などを含めて、何かお考えとか、対策はあるのでしょうか。

○市長

本日、そのような報道もありましたけれども、御存じのように、私は、ドリームビーチに限らず、そのような状況になっているというのは承知しておりました。ドリームビーチにも、いろいろと問題等は確かにありますけれども、そのエリアにおいてまた安全であったり、秩序を保たれていた一つの要素、エリアであったということでもございます。そして今、お話のあったサンセットビーチをはじめ、あのあたりに、ほかにもドリームビーチの建物と同じような状況になっておりますので、当然、ドリームビーチだけがそれをしなければならないということにはなりませんから、全て同じように対応してまいりたいというふうに考えております。

○林下委員

◎おたるドリームビーチに関する市民の声について

続いて、広報広聴課に伺いたいのですが、このドリームビーチの議論が始まって以来、市民の皆さんからさまざまな意見が届いているというふうに思っております。何かそれを集約しておられる状況にあるのか、あるいは、結果について何か考え方があるのか、ありましたら、お示し願います。

○（総務）広報広聴課長

ドリームビーチを市営で開設すると報道されました 6 月 7 日以降の市民からの御意見の状況なのですが、6 月 7 日以降、今朝までですけれども、メールにより 13 件の御意見をお寄せいただいております。それと、手紙によるものにつきましては、2 件ございました。

内訳ですけれども、メールの 13 件につきましては、そのうち 8 件が、はっきり賛成、反対という区分も難しいのですが、およそ賛成しているであろうというような中身が 8 件、反対しているだろうという中身が 5 件でした。手紙の 2 件につきましては、賛成 2 件です。

（発言する者あり）

（「否決に賛成なのか」と呼ぶ者あり）

済みません、市営開設に賛成が 8 件、市営開設に反対が 5 件、そして、手紙の 2 件につきましては、市営開設賛成が 2 件、そういう内訳になります。

○林下委員

今、聞き漏らしたかもしれないのですが、この 13 件ですか、小樽市内の方からの御意見は何件になりますか。

○（総務）広報広聴課長

メールの 13 件のうち、市外から寄せられた御意見が 4 件、小樽市内が 4 件、そして、どちらにお住まいなのか不明なものについては 5 件となっています。手紙の 2 件につきましては、2 件のうち 1 件が市内から、もう一件は所在地不明です。

○林下委員

開設に賛成、反対、かなり拮抗した中身であると思うのですが、市長は、この届いた市民の声をどう受け止めていますか。

○市長

いただいたものは、基本的には全部読ませていただいております。それぞれの文章にそれぞれの思いがあるというふうに思いましたので、数が少ないこともありますし、それに伴って、いいとか、悪いとかというところまで私自身が判断できたわけではございませんけれども、市民の皆様の思いについては、しっかり受け止めていかなければならないかというふうに思っております。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

◎森井市政における経済対策のポイントについて

まず、市長が新しくなりまして、森井市政ということで、その経済対策について、これは今定例会でも何名かの議員が質問されておられましたけれども、今日、予算特別委員会の最終日ということで、再度、内容を整理あるいは確認してまいりたいと考えておりますので、このことにかかわって何点か質問してまいります。

初めに、経済対策のポイント、その考え方について市長は述べられていたと思いますけれども、これは市長からでなくても結構ですから、もう一度、お知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

御質問にありました経済対策のポイントとは、市長の提案説明にあったことかと思いますが、改めてその部分を紹介させていただきますと、小樽市には、貴重な歴史的文化遺産や豊かな自然環境などの地域的な特性や資源が多くありますので、これらの地域資源や知名度の高さなど小樽の強みを最大限活用するため、その可能性を掘り起こし、磨き上げ、ポテンシャルを顕在化させることで、その効果の波及に努めていくというのが、まちが元気になる経済対策の基本的なスタンスということでございます。

○中村（岩雄）委員

大変よくわかります。これまでもいろいろな努力はなされてきたと思いますけれども、それをさらに磨き上げていくというか、加速させていくというか、埋もれているいろいろなものがまだまだ小樽の場合はあるかと思うので、その辺を、丹念にほこりを払って光を当てていくといいますか、さらに魅力のある小樽のまちにしていかなければならないと思うのです。そういう面では、非常によくわかります。ひとつ加速して、頑張ってくださいと思います。これは、全市民挙げてということでやっていかなければいけないと思うのです。

◎創業支援事業について

次に、地場産業の振興策として、本市の経済を支えている中小零細企業、この振興なくして経済の活性化を図れないということで、その助成・支援を検討されるということですが、今定例会に早速、創業支援事業ということが提案されております。この事業内容について、もう一度、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

創業支援事業について説明します。

市内で地域創業を志す方を対象としまして、今回、創業支援事業を提案しております。事業の内容といたしましては、決められた研修・授業等を受講の上で、銀行の融資を受けて、新たに操業を開始した方に対し、事務所等家賃補助、内外装工事費補助、借入金の利子補給を行う、3種類の支援を行うものであります。

家賃補助につきましては、家賃の2分の1の額を、月額5万円を限度として、操業を開始して一定期間後の6か月間を補助するものであり、内外装工事費補助につきましては、工事費の2分の1を、100万円を限度に、操業開始後に補助するものであります。また、利子補給につきましては、融資返済額のうち、元金償還が開始された時点からの12回分の利子を、合計10万円を限度として補助するものとなっております。

○中村（岩雄）委員

何点かあったと思うのですが、この事業の狙いといいますか、その目的をもう少し端的にお知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業により、操業を開始した方が創業当初の経済的負担の軽減を図ることができ、事業を軌道に乗せやすくなるものと考えております。これによって市内の事業所が増え、雇用の場が増加することで、転出者を抑制することや、逆に転入者を市内に呼び込むことを目的としております。

○中村（岩雄）委員

人口減にも歯止めをかけていく一つのものであるかと思うのです。

そうしましたら、具体的に、相談などは、どこに行けばいいのでしょうか。そして、行った場合に、どのような対応をしてもらうことになるのか、この辺ももう少し詳しくお知らせください。

○（産業港湾）産業振興課長

相談窓口としましては、まず商工会議所に行ってくださいことになります。会議所におきましては、ワンストップ相談窓口といった支援体制を整えておりまして、これにより、創業を志す方が最初の相談時から操業開始後まで継続して助言・指導等を受けられる体制を用意しております。

助言・指導の内容といたしましては、創業計画の策定段階から、創業計画書、資金計画書の作成方法や、開業に関する諸手続に関する指導、金融あっせん、専門家の派遣などの必要な支援を行うものです。

○中村（岩雄）委員

商工会議所へ行けばいい、まずはそういうことですね。

今日の朝刊ですか、記事が載っていましたが、動きがないということで、向こうでも心配されているのだと思うのですが、いろいろな事情が議会は議会でありますから、ぜひその辺で、いろいろなことがありますけれども、金融なども実際に動いていますから、そういうことで、市としても、積極果敢にその辺を応援してあげて、それがプラスのいい方向に行くように頑張っていただきたいと思います。

中小零細企業への支援ということで、その他さらなるという意味で何か考えていることがありましたら、これもひとつお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

今回、予定しております創業支援につきましては、新規に創業する方への支援事業であります。既存の中小零細企業へのさらなる支援策といたしましては、まずこれら企業にとって、現在、実施している市の融資制度などが、

どのような点で問題があるか、こういったニーズがあるのかなどを把握することが必要となりますので、早急に市内金融機関や商工会議所などの関係機関などと打合せの会議を持ちまして、情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

この点については、今後、さらに確認の意味を含めてお聞きしていくことになると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

◎観光振興について

次に、観光です。

小樽も大変頑張っていると思いますけれども、今までの流れ、動きから、さらにアジアの方々に小樽に来ていただきたいということで、これまでも、議会でも、そういう要望がいろいろあったと思いますが、特に東アジア、東南アジアの国々からの観光客を継続して誘致していきたいということでもありますけれども、昨年度の宿泊客数から見たこれらの国々の状況をお知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興室嶋崎主幹

昨年度の外国人観光客の宿泊客数から見た現況でございますけれども、宿泊客数のトップ 5 は、全て東アジアと東南アジアの国々となっております、順位で言いますと、1 位は中国の 2 万 7,169 人、2 位台湾 1 万 6,782 人、3 位香港 1 万 4,602 人、4 位がタイで 1 万 2,056 人、5 位韓国の 1 万 1,555 人といった順になっております。

○中村（岩雄）委員

中国、台湾、香港、タイ、韓国という順番ですけれども、市がいろいろ実際に出かけて行って、いろいろな小樽のまちの紹介をしてきていただいたと思うのですが、これらの国々の中で特に力を入れたところがあるとすれば、その国の名前と、その内容、どういうことに力を入れてきたのか、この辺を報告してください。

○（産業港湾）産業振興室嶋崎主幹

昨年度ということで申し上げますと、特に誘致に力点を置いた国といたしましては、平成 25 年度に新千歳空港との直行便が毎日運行となりました先ほどの宿泊客数 4 位のタイでございまして、具体的に申し上げますと、その事業としては、テレビ局などマスメディアや旅行代理店の招請事業、国際旅行博への出展、旅行雑誌への広告掲載等、このようなところを行ったところでございます。

○中村（岩雄）委員

タイに特に力を入れたということなのですね。その効果が上がってきたのかと思いますけれども、そうしましたら、今年、どこの国からの観光客誘致に力を入れようと考えているのですか。その国の名前、その理由について詳しく説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興室嶋崎主幹

平成 27 年度のインバウンド事業につきましては、安定した集客が見込める台湾、香港、韓国はもとより、さらなる観光客増が見込める中国、タイにつきまして継続して積極的な誘致活動を行ってまいりますし、新たなターゲットとしては、インドネシア、ベトナム、フィリピン、これらについても、力を入れていきたいと考えております。その理由といたしましては、これらの国は、北海道観光のイメージがまだ強くは浸透しておらず、今後大きく伸びる可能性を秘めたマーケットであるということ、また、人口規模もある程度大きく、北海道の他地域におきましても注目している国々である、こういったことが理由でございます。

○中村（岩雄）委員

さらに広げて、インドネシア、ベトナム、フィリピンですね。小樽へ来ていただく外国の方がさらに多くなるし、いろいろな国の方々ということになると思うのですが、そうしますと、受入れ側、受入れ体制、小樽のまちのおもてなしの側で、言葉もさまざまになってきますし、いろいろなことを想定しておかなければいけないかなと

思うのです、文化もいろいろ多様になってきますから。そういう中で、その外国人観光客の受入れ体制について、今、何か実施していることがあると思いますけれども、それを説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興室嶋崎主幹

外国人観光客の受入れ体制についての施策ということでございますけれども、まず外国人観光客の要望が多い無料公衆無線 LAN、いわゆるフリー Wi-Fi の環境整備事業として、移動式 Wi-Fi 機器を導入して、クルーズ客船の小樽寄港時に設置して、乗船客へのサービスを行っています。そのほか、この Wi-Fi 機器については、クルーズ客船のみならず、今後の各種イベント等でも活用してまいりたいと考えております。

また、もう一つとしては、堺町通り商店街の観光案内所に、英語と韓国語に対応できる通訳スタッフを配備し、外国人観光客の利便性向上に努めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

英語と韓国語ですね。一応、英語があれば、最小限のことは対応できるだろうと思うのですけれども、わかりました。ぜひ、さらに弾みをつけて、頑張っていただきたいというふうに思います。

国内からの観光客について、いよいよ北海道新幹線も開業することになりますけれども、これによりまして北関東、東北からの観光客の増が想定されるかなと、見込めるかなと思うのですが、この点について特に何か誘致のための取組は検討されておりますか。あれば、お示してください。

○（産業港湾）産業振興室嶋崎主幹

北海道新幹線開業に伴う北関東・東北地方に向けた観光客誘致の取組ということでございますけれども、観光協会の国内外観光客誘致実行委員会と連携いたしまして、11月に東京及び仙台で小樽キャンペーンを予定しています。そのほか、12月には、後志管内の町村と連携して、仙台市内の百貨店で物産展を兼ねた後志キャンペーンを展開してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

こちらも、ぜひ積極果敢にやっていただきたいと思います。

いずれにしても、観光振興による経済の活性化は、雇用の面でも、景気の面でも、小樽市にとっては、本当に非常に重要な役割を果たしていくものというふうに思います。市長が御自身で、小樽の営業マンとして積極的なトップセールスを行っていくというふうにおっしゃっておりますけれども、ぜひその若さ、行動力、そういうものを生かした経済活性化の取組に期待したいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◎除排雪について

次に、先日の予算特別委員会で除排雪についてお尋ねしましたけれども、何点か、時間がなくて確認していないことがあります。それを今日また質問してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、除雪の出動基準と道路の状況、実態、この関係について、説明をもう一度お願ひしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

除排雪の出動基準等と作業の実態ということでございますけれども、基準につきましては、車道の除雪についてでございますが、1 種路線、2 種路線、3 種路線と三つに分かれております。

1 種路線につきましては、連続した降雪があり、出動の判断時に10センチメートル以上の降雪が見込まれ、除雪作業が必要なときというふうになっております。

2 種路線につきましては、同じく連続した降雪があり、出動の判断時に15センチメートル以上の降雪が見込まれ、除雪作業が必要なときということになっております。

そして、3 種路線ですけれども、常時圧雪状態とするが、わだち等により交通障害が発生したときというふうになっております。

また、排雪の関係ですけれども、市が路線の重要性を考慮し、道路沿いの雪山の状況や車道走行幅員、歩道の状

況を総合的に判断して、排雪時期を決定しているという状況でございます。

そして、このような形で除排雪を進めているわけなのですが、実際の道路の状況ということでございますけれども、やはり基本的にはこの基準に沿って出動し作業を行っているということになります、大雪のときや、排雪作業と除雪作業が重なるとき、こういったときにつきましては作業に遅れが出ているという状況となり、また、市民の方々から苦情も寄せられているという状況にあるということは承知しております。

○中村（岩雄）委員

自然ですから、雪の降り方も、毎年同じように降るとは限らないし、同じ地域でも、その年によっては、多くなるとき、少なくなるとき、いろいろです。その辺は変化するわけですが、そういうことに、状況を判断しながら、適切に出動して、市民のニーズに応えるというか、苦情や不満が出ないようにというか、要望にできるだけ沿っていかねばならないわけなのですが、その辺は、これまでも、非常に努力はされてこられていると思いますし、腐心されてこられていると思うのです。ただ、残念なことに、要望や苦情は、だんだん増えてきているということが現実にあります。さらなる努力が求められていると思うのですけれども、市民ニーズに応えるために、その作業対応のいろいろな方法等について、やはりさらなる改善が必要かなと思うわけなのです。一つには、作業体制をさらに機動力のあるものにしていただかなければならないかなと思うのですけれども、そのためにどのようなことを今、考えられているのか、あるいは、出動基準の見直し、昨年度も、毎年、見られるのですが、路面がガタガタになってしまいますから、そういったことの解消のために具体的にどのような対応を考えられているのか、その辺を市民に向けて、詳しくさらに説明していただきたいというふうに思うのです。よろしくお願いします。

○（建設）雪対策課長

除雪作業の改善についてでございますけれども、これにつきましては、まさに市長公約にございます除雪出動態勢の見直し、それから、ガタガタ道路の解消のための路面整正の強化、そして、雪堆積場、また、除雪拠点、これはステーションのことですが、この増設ということで、現在、検討を進めているところでございます。

それぞれ出動基準につきましては、この出動基準の頻度を上げることによって、少しでも市民ニーズに応えた除雪をするということでございますし、また、ガタガタ路面につきましては、現在、状況を見ながら、出動基準を判断しているところでございますけれども、これも、より丁寧な形でできないかということでの検討でございます。

最終的には、これらの検討結果を踏まえて、可能な取組から一つ一つ実施していくということで考えておりまして、このようにして除排雪の改善に努めてまいりたいということで考えております。

（「市民への説明というのは」と呼ぶ者あり）

○中村（岩雄）委員

市民の要望というのは、聞いて歩きますと、実際には、排雪してほしいというほうがあるのです。内容がよくわからないがゆえに、排雪してほしいのだ、全部持って行ってほしいのだということがありますが、家の前の置き雪のことなどもありますから。ただ、その要望を全部聞いていると、あつという間に経費が膨らんで、財政がパンクしてしまうということになろうかと思うのです。だから、そこが非常に、この除排雪の問題というのは、難しいところがあると思うのです。市は市でかなり努力されていると思いますし、業者は業者でやはり努力されていると思うのですけれども、そここのところ、除雪費をかければいいというものでもないというのか、それほどかけられない、かければ、市民のニーズにかなり応えられることになろうかと思うのですが、財源は限られていますから、やはりそうはいかないというところで苦心されるわけです。

そこで、例えば、単純な質問、疑問といいますか、堆積場を増やす、また、投入排雪などで空き地を利用させてもらって、そこに一時雪を置いて、後で処理するというようなことをやれば、ある程度、そのやりくりをしながら、市民の苦情軽減につながるのではないかなと思うのです。単純に考えると、それをやって、コストがやはり、一回で雪を持っていけばいいものを、仮に 1 か所に置いて、またそれをもう一回運ぶということで、コスト増につなが

らないのかなというようなことがあるのですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、委員の御指摘にありました排雪費の抑制というのは、本当に大きなテーマだと思っております。その中で、一つの方法として、雪堆積場の増設や、今、御提案がありました投入排雪の対応といったことがあるかと思っています。

それで、投入排雪についてでございますけれども、我々のこの作業の中でそこに雪を置かせていただいて、その土地の所有者との関係の中で、例えば、春が来て、そのまま雪を置いていてもいいよと言っただけなのであれば、これは当然抑制効果につながってくるものと思っております。ただ、その土地の利用者の利用の仕方又は考え方によっては、春になったらすぐ雪を持っていってくれということになりますと、排雪が発生しますので、そうしますと、これは費用の抑制になかなかつながってこないということもございます。私どもとしては、前者、投入させていただいて、一定程度自然に解けるのを待っていただけるような、そういったものが増えてくることが、排雪量の抑制、また、最終的に排雪費の抑制につながっていくと思っているのですが、これはなかなか難しい課題でもございまして、今まさに、この一連の検討の中で、そういったことをどうやって増やしていけるかということについても、検討していきたいというふうに思っております。

○中村（岩雄）委員

空き地の利用についても、やはりその条件をいろいろ検討しなければならないということがあろうと思うのです。ですから、可能な限り、全市にどういう空き地があって、そのどういう利用のさせてもらい方があるのかというようなところも、やはり細部、いろいろ調査検討をして、対応していくことが必要かと思うのです。これは、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、以前からお願いしていた、町会、商店街等で、なかなか除雪に来てもらえないということで、独自に積立てをして対応している、貸出しダンプ制度を使ったり、商店街などでも、直接、業者と契約して、やってもらっているというところが今、増えてきています。その状況をぜひ掌握していただきたい。それをしなければ、商店街の人たちにしてみると、来ていただける時期がわからないので、自分たちも業者に頼むタイミングをはかりかねるというようなこともあるし、やったら、後にパトロールに来ていて、やったのですねということで、そのタイミングがなかなか調整できないという話をずいぶん聞きます。ですから、パトロールで独自にやっている場所を確認して歩くだけではなく、直接、そういう場所へ行って、内容の聞き取りをして、いつ計画しているか、年間、何回計画しているか、積立てがどれぐらいの金額で、月々、積立てをして、どれぐらいの予算でやっているのか、そういう内容をやはり掌握しておきながら、なおかつ、市の除排雪の体制にそういう情報を生かしていくということで、効率的で無駄のない除排雪体制になっていくのだろうというふうに思うのです。だから、ぜひ聞き取りまでやっていただきたいと思うのです。それから、貸出しダンプ制度のことも、これも、いろいろ苦情も聞いております。ですから、課題はありますので、そういうことも含めて、今後に向けてどういうふうに検討されるのか、最後にお答えいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

商店街で進めています独自除雪との連携についてでございますけれども、せんだっての予算特別委員会でも、検討させていただくということで答弁させていただきました。当然、検討していく上では、その実態をきちんと押さえていかなければならないというふうに考えておりまして、当面、第3回定例会に向けた検討の中では、いろいろと検討項目もございまして、なかなかこの中で厳しい部分もあるかと思っているのですが、少なくとも平成27年度の除雪の中で、私どももパトロールをしたり、また、除雪ステーションからそういう状況を確認し、都度、聞きに行ったりしながら、その状況を把握していきたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そういう面をぜひお願いしたいのです。そして、やはり、ステーションの強化、これもありますので、ステーションに人員の配置を増やしていく、そして、直接、市の職員が現場を、例えば、除排雪の現場を確認しに行く、あるいは、3人体制なら3人体制の中できちんとキャップを決めて、そこからの指示体制もきちんとするようなことで努力していただくということです。ステーションの強化がやはりどうしても必要かと思いますので、これも含めてお願いしておきます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○鈴木委員

◎監査対象について

まず、監査委員事務局に関しまして、監査報告書が毎年度出されておりました、その中で、過去の事例に鑑みて、予算の流用と任用の起案書の作成プロセスについて、監査対象として考え得るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○監査委員事務局次長

流用及び任用のプロセスについて、監査対象となるかという御質問だと思います。今日は、監査委員は出席しておりませんが、御質問がこれまでの監査業務の状況ということに鑑みまして、事務局から答弁させていただきたいと思います。

監査委員が実施している定期監査につきましては、財務事務の合規性や正確性、効率性の観点から監査をしております。このことで申しますと、一般論ではありますが、まず、流用については、当然、予算措置の一環ということであり、それで、流用をする、しないの判断の適否あるいは妥当性を直接監査委員が監査するということは認められておりません。ただ、当然、定期監査、いわゆる財務監査の中で、書類審査ということで一連の書類は見ておりますので、そういった中で、事務手続が正確に行われているかなどについて、審査を行っているものです。

二つ目に、任用のプロセスということについての御質問がありました。これについても、あくまでも定期監査の対象は財務事務に限られています。それで、職員を任用する、しないについての判断については、これも、監査委員が監査することは、その権限が及ばないということになっております。当然、その適否や妥当性を監査することは行っておりません。流用の件と同様に、書類審査を通して事務の流れや正確性についての確認は行っているところでもあります。

○鈴木委員

書類上の不備がある場合は、それを指摘するということに尽きるということですね。その件につきましては了承いたしました。

◎政治資金規正法違反について

それで、2 問目に入りますけれども、政治資金規正法違反についてであります。

これは、市長、選挙戦も含めまして、この政治資金、いわゆるパーティー券問題でありますけれども、この件につきましては本当に遺憾だと、我々議員も、こういうことを繰り返してはいけないということは、本当にそう思っております。そういった中で、市長のお話の中で、そういった体質が市役所内にも蔓延している、そういったニュアンスのお言葉がありましたので、政治資金規正法そのものに関して、それから今後のコンプライアンスに関して、市長の御所見をお聞きしたいと思います。

○市長

政治資金規正法違反についてでございますけれども、おっしゃるように、大変残念な出来事でございます。そのときにも、さまざまな方々のお話、私はどちらかというとマスコミを通してということでしたけれども、そういう認識はなかったとか、慣例として行われていたというような発言がその当時マスコミを通してあったかのように思っております。そのような状態だったということは、本当に残念な状況でございます。それ以後、市の中では、コンプライアンス推進室等もできて、法令遵守ということを真剣に捉えて取り組んでいると思っておりますので、今後においては、そのような出来事が二度とないように取り組むべきではないかというふうに考えております。

○鈴木委員

市長にお聞きしたいのですけれども、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書がありますが、これはお読みになりましたか。

○市長

はい、読ませていただいております。

○鈴木委員

この中で、例えば、8 ページに、これはお聞きにくいことでもあるのですが、現総務部長の件が触れられております。それで、13 ページには、頼まれた分を販売したということで記載があるわけですが、そういったことで、市長は、特に非常に強く市職員に公正ということを求められております。そういった中で、なぜこれを不問にしたのか、そして、重用されたということになるわけでありまして、こういうことがある。そのお考えをお聞かせください。

○市長

2 点御質問があったかと思いますが、1 点目は、総務部長は、今、おっしゃったように、ひっかかっているということでしたので、私自身もやはり気にとめるところでございますから、本人に確認しております。どういう状況だったのかということで、総務部長からも、そのときのことを話してもいいということだったので、この答弁で言わせていただきますと、ある方が来られて、当時、総務部長は、総務部長ではありませんでしたが、現総務部長ともう一人、2 人職員がその場において、その方が 2 人に 1 枚ずつ売っていかれたということで話を聞いておりましたので、現総務部長本人がその報告書でどのような扱いになっているかわかりませんが、その 2 枚を売ったということではなかったというふうにお聞きしておりましたので、それについてはそういうことだったということで私は受け止めております。

2 点目は、確かに総務部長というのは、役割としては重いと思っておりますけれども、部長職は、どの役職においても重い仕事だと思いますし、総務部長の前に議会事務局長を務めておりましたが、議会事務局長もそういう意味では重いというふうには受け止めておりますので、総務部長だから重用したという考え方が、私自身、当てはまるかどうかわかりませんが、人事においては、総務部長も含めて私なりに配置させていただいたということでございます。

○鈴木委員

そうしますと、ほかの方に売っていないから、これはそれほど問われるものではないということですね。

○総務部長

売っていないということではなく、2枚、券を持ってこられまして、私が1枚買いました。残りの1枚を売ったことになったということでございます。

○鈴木委員

そうしますと、やはり売ったということになりますし、ここに書いてあるのですけれども、パーティー券販売依頼について疑義を述べたり、これを拒否した者はいないということが書いてあります。ということは、庁内ではコンプライアンスということでかなりやっておりますけれども、市長は、このパーティー券問題についてはかなり納得されていない中で、自分の側近であります、その方をそうやって、重用というふうにとるかはありますけれども、やはりそれは昇進だと我々は思うのですが……

(「昇進」と呼ぶ者あり)

はい。そういった中でどうして重んじてお使いになるのかということ、例えば、コンプライアンスをもっと進めてください、よくわかっているからとかそういうことなのか、そういうことも含めて、理由を聞かせていただきたいということなのです。

○市長

どのようにお答えしていいのかわからないですけれども、確かに、総務部長ですから、顔を合わせる機会は他の部長よりは少し多いかというふうには思っております。副市長を側近というのであれば、私としても、そのとおりかというふうに思っておりますけれども、部長職は、そういう意味では並列でございますから、参事も含めて、私自身は、基本的には同じ立ち位置だというふうに思っております。大変恐縮ですけれども、このようにしか答弁できないというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○鈴木委員

そうしますと、よもや総務部長を行く行く副市長にはお考えになっていないということですね、先ほどの答弁でいきますと、側近というのは副市長ということでありますから。それをお答えいただいて、終わります。

○市長

これは、副市長の御質問があったときに答弁させていただいておりますけれども、内外を含めてさまざまな方々を検討している段階でございますので、今、改めてこのやりとりの中で総務部長本人が答弁されて、私自身の認識の甘さも少しあったかと思いますが、もう一度そのことも踏まえて考えていきたいというふうに思っています。

○総務部長

森井市長が少し正確でなかったというのは、私が総務部長になってから森井市長に話しておりますので、その前々からではないということでございます。補足させていただきます。

○鈴木委員

やめようと思っていましたけれども、そうしますと、そういう自分の、市長が問題にされていたパーティー券問題について、当然、総務部長はお聞きになられるというふうに思っていたわけですね。そうしますと、そういうお話があったときに、私でいいですかというお話はなかったのかということになるのですけれども、いかがですか。

○総務部長

私は、内示が出るまで全く森井市長とは接しておりません。森井市長が市議会議員をやっていたとき以降、1回だけ元市議の会のときに来られたことがありましたので、そのときに接したといえば接したというだけで、それ以外は全くございませんでした。内示の前にも、そういったお話がなかったので、まさか私が総務部長になるとは思っておりませんでしたし、それから、6月1日に辞令をもらったときに初めて私はお会いしています。その後も、私が外に挨拶回りに行って帰ってきた3時半くらいに初めて、そこでもって森井市長に会って、どういふことで私になったのでしょうかという話をさせていただいたというのが、そのときに初めて森井市長と話をさせていただいて

いるという状態でございます。

○鈴木委員

済みません、答弁をきちんといただいていないので、そういうふうにお話があったのか、要するに、自分からそうやって上申することがなかったのかということをきちんと。

○委員長

そういうときに市長に対して申し上げるというか、こういうことでしたがという話はされなかったのですか。

○総務部長

その後に、初日とかそういうときにはもちろんしていなかったのですが、その後に森井市長には話をさせていただきました。

○鈴木委員

結局、そうやってお話があって、受ける前にお話をするべきではないかと、私はそういった形で1枚売りしました。実際、市長がそのような形でパーティー券問題についてはかなり疑義があって、このことについては、公正さを欠いて自分としては怒っているというお話でありますから、その中で、お名前も出て、券も売った、そういうことであれば、当然、そういうお話が来たときに、私はそういうことで売りしましたと、御存じなかったかもしれませんが、そういう、私が総務部長を受けてよろしいのですかというお話をしなかったのかということを聞いているわけです、受ける前に。

○総務部長

受ける前は、私になると内示されるとは思ってもおりませんでしたし、内示をされてからそれまでの間も、それはなかったです。ただ頭にあったのは、どうしてそういうことになったのだろうということだけで目いっぱいでした。

○鈴木委員

この件については、私は、市長がこういった形で質問されるのは当然わかるわけですから、やはりそのことはきちんとやっておいていただいたほうがよかったのかなと思っています。

それと、先ほど、副市長の候補に入っているかどうかということを明言、お聞きしていないのですけれども、それだけお聞きします。

○市長

まさに今、調整中のところでございます。できればしっかりと調整した後に皆様に説明させていただきたいと思っておりますので、今のお話については、答弁を避けさせていただきたいというふうに思います。

○山田委員

◎市長の議会対応について

確認させていただきたいのですが、一番初めに民主党の林下委員が触れられておりましたけれども、市長の報道への発言というところで、市議会として後悔しなければよいと思う、そういう発言がありました。また、参与の部分では、各会派に説明されたということでお話を受けました。前段の、市議会として後悔しなければよいという点では、市議会とあまり話をされていない分、そういうお話になったのかなと思っております。また、参与の説明の部分では、私としては、報告だと捉えております。予算の説明もないし、その点が市長としては、認識が違うのかなと思います。その点は、今後、議会として、議員と話す機会、そういう機会を、市長としては増やしていただきたい、まずその点が1点。

また、今回の予算特別委員会を4日間ずっと見てまいりましたが、なかなかかみ合う答弁はもらっておりません。見方によると、各部長、各課長、その部分では、市長を補完する権限、また、役職もあると思います。こういう点

では、市長を補完するような丁寧な答弁に努めていただきたいということで、この点についても伺いたいと思います。

○総務部長

今、御指摘がございましたお言葉は、十分に受け止めまして、今後ともより丁寧な説明をするように心がけてまいります。よろしくお願いいたします。

(「市長については、議会と話をする機会があまりないので、今後、議員と話す機会を増やしていただきたい、その点はどう思われますか」と呼ぶ者あり)

○市長

おっしゃるとおりでございます。私としても、どのような形で皆様と話をしているのかというところも、まだまだわかっていないところもありまして、現職員の方々に相談させていただきながら、今まで取り組ませていただいておりますけれども、より多くの機会を設けられるよう、私なりにもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○山田委員

◎市長公約における除排雪について

それでは、本来、この予算特別委員会では、いろいろな議案があるわけです。なかなかスムーズにいけないというのが私の感想なのですが、今回、公約に挙がっております除排雪について、何点か聞いてまいります。

今回、市長は、いろいろと、除排雪を目玉公約にも挙げられておりますが、この除排雪の部分で、まず予算的な、補正前の予算、補正額、されております。この部分について、前後の比較から、各内容を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今定例会に上げさせていただいております補正、その今までの額と当初予算と今回の補正の内容についての御質問でございますけれども、まず、当初予算で計上させていただいた除雪費につきましては、基本的な考え方といたしまして、第2回定例会の予算づけでは間に合わない費用のものを計上しております、主な内容としては、冬季の通行止め路線、また、雪堆積場として利用していた土地の雪割り作業等の費用、それから、中央ふ頭基部で開設していた雪堆積場のしゅんせつ工事、それから、ロードヒーティング関係の4月の請求分、これらを当初予算で上げております。今定例会で上げさせていただきましたのは、本来であれば今年度の除雪費等を第2回定例会で上げていくことになりますが、今回は、市長公約も受けまして、ある程度先送りできるものは先送りして、今回の予算を上げているわけなのですが、基本的な考え方としては、第3回定例会までにどうしても執行しなければならない費目ということで計上させていただいております。この中身としましては、冬季の滑り止めの対策に使用す砂の購入費、それから、市が保有しております除排雪機械の定期点検、修繕費等、これらを今回、補正として上げさせていただいております。

○山田委員

次に、現在、ほかの市で、例えば岩見沢市、また、札幌市の画期的な、画期的というのですか、本当に財政負担がないような、そういう政策の部分で実際にやっていることがあります。その部分を、その2市の例を挙げて御説明願います。

○（建設）雪対策課長

他都市の先進的なそういった取組という御質問でございますが、なにぶんまだ多くを承知している状況でございますので、知っている範囲で答えさせていただきたいと思います。

札幌市につきましては、2点そういった取組があらうかということで受け止めておりまして、一つとしては、小学校のグラウンドを活用した雪置場としての貸与ということでございます。もう一つは、地域総合除雪を今、小樽

市では冬場に限った形で行っておりますが、札幌市では夏の維持も含めまして通年でやることについて施行されているということも伺っております。

また、岩見沢市の取組事例でございますけれども、代表質問におきまして安斎議員からも御紹介がありましたが、除雪対策本部の組織強化による除排雪業務の業務管理、また、情報管理の強化というのが一つあるかと思います。また、岩見沢市におきましても、この排雪費の抑制というのが大きな課題になっているということで伺っております。新たな市民の雪堆積場の確保ですとか、重機で押し込む、先ほど来、話に出ていますが、除雪路線の沿線上の雪堆積場の確保の強化をやられているというふうに聞いております。また、除排雪作業の業務は、基本的には小樽市と同じように J V に委託されていると聞いておりますが、こういった J V 間の連携強化というのも行われているということで聞いております。

○山田委員

次に、市民要望がありましたので、1 点聞きたいのですが、今、砂まき事業をやっております。車道の部分は回収車が回ってきますが、歩道の上の砂の回収は、今、どのような状況になっているのか、市民からは、歩道上の砂が残っていて、春先にその上を歩くと、滑ったりして、そのような形でけがをするというような投書も来ております。現在の状況、また、今後の対策、この 2 点をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

除雪後の歩道における砂の回収についての御質問でございますけれども、大きくは二つの対応をさせていただいております。

まず、1 点目といたしましては、市内を五つの地域に分けて業務委託をしているのですが、人力による砂等の清掃業務を行っております。これによって、一定程度砂の清掃を行っているということと、もう一つにつきましては、砂をまく際、砂まきボランティアという方々に一定程度砂まきをお願いしているのですが、この方々に砂の回収もあわせてお願いしております。最近では、その回収袋もボランティアの方々にお渡しするようにして、なるべく砂の回収に御協力いただいているという状況でございます。大きくはこの 2 点で対応している状況でございます。

○委員長

今後については。

○（建設）雪対策課長

済みません、このような形で対応させていただいておりますが、やはり、委員の御指摘のとおり、この砂に対しても苦情が寄せられております。私どもとしては、まず 1 点としては、委託業務で行っているものについてパトロールを強化して、なるべく、砂のまだたまっている箇所については、きちんと確認していくということと、どうしても市内一連で業務を出しますから、順次進めていくという状況にはなります。そういった中でどうしても遅れる部分はございますけれども、受託された業者の方々には、できるだけ早く対応してほしいということで指導はしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひ、対応は早めをお願いいたします。

次に、昨年 7 月 8 日、市民向けの除雪懇談会がありました。まず、今年度の予定を聞かせていただいた上で、今年度、市長の公約を受けて変更点などがあれば、お聞かせいただいて、今年度はどのようにされるのかもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今年度における除雪懇談会のスケジュール等についてでございますけれども、除雪懇談会につきましては、大きく年 2 回に分けて行っているところでございます。

1 回目は、昨年は 7 月 8 日という、今年につきましては、既に広報で周知しておりますが、7 月 23 日を予定して

おります。これにつきましては、平成26年度の除雪の状況等についての意見交換会ということで進めていく予定でございます。また、今回、市長公約でも、いろいろと検討事項がありますので、こういったことについても、その状況等については触れて説明していきたいというふうに考えております。

それと、2回目につきましては、11月から、例年、11月以降に市内9か所の会場で懇談会を行っております。この懇談会では、当該年度、ですから27年度の除雪に向けて、どのような形で進めていくのかということについて説明した後、意見交換をするということでございますが、この際には、今年度の除雪の計画というのは大体固まってきたかと思っておりますので、その計画に沿って市民の皆様の説明していくということになろうかと思っています。

○山田委員

昨年よりは、2週間ぐらい遅くなっているということがわかりました。今回、この除雪に関しては、いろいろな形で、市長の公約ということで、私も、市民目線から、どういう形にするのかという話を、うわさですが、聞いております。まず、除雪拠点は2か所増やす、これはどういうところを増やすのか、1か所は押さえていますが、もう一か所はわからない状況です。それと、昨日、濱本議員からありましたが、たぶん1か所は市長のよく御存じのそういう会社が請け負うのかなという気もしております。市長公約ですから、何をしてもいいというわけではありませんが、本当にきめ細やかな除雪を期待しております。今、あらあら、雪対策課で、公約を受けてということでありましたが、もっと詳しくその変更点、もう少し、今、私が言った、二つステーションを増やすのか、そこら辺は、もし市長から指示が出ていれば、わかっていると思います。その点をお聞かせ願えますか。

○建設部片山副参事

除雪のステーションの増設ということでございますけれども、何か所増やすかという内容については、具体的に指示は受けておりません。ただ、機動力を増やすということで、除雪が遅れている箇所について、ステーションの増設を含めてできないかということで指示を受けているところでございます。ですから、今後の検討でございますけれども、ステーションの増設に向けて検討していくことになりますが、課題としては、機械力、それから人員の確保、この辺が課題になってくると思っておりますので、この辺の検証を進めて、実際にステーションの増設に向けて検討してまいりたいと思っております。

○山田委員

今、そういう、あらあら検討するというので私も聞いております。あるところでは、それに対応するために、もうオペレーターを用意して、日中、事務所に来て、机に来て、夜が来たら、また何もしないで帰る、そのようなこともあらあら聞いております。公約に向けて、この除雪は本当に難しい部分です。通年雇用に向けても、いろいろとされる部分もあるし、また、除雪の費用の削減も、私は重要だと思います。一昨日の中村岩雄委員への答弁の中で、平成23年度から11億何千万円から昨年度は17億円、これについて、どのような形で推移しているのか、また、今後について、市としては明確なビジョンがあるのか、そこら辺はどうですか。

○建設部片山副参事

まず、除雪費の推移でございますけれども、過去、平成21年度からお答えいたしますが、21年度については9億800万円、22年度につきましては11億6,500万円、23年度につきましては12億7,000万円、24年度については14億9,900万円、25年度においては15億6,300万円、26年度においては決算見込みでございますけれども、17億1,000万円となっております。除雪については、今、示したように、年々増加しているという状況でございます。雪の降り方にもよりますけれども、やはり排雪の抑制というのが大きな課題だと思っておりますので、何とか現地の工夫なり、雪堆積場を近くに確保するなど、排雪量、それから排雪効率をよくすることで、全体の経費を下げていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員

まさしくそうだと思います。この17億円があれば、プールが何軒できますかね、2軒はできるかな、その点を抑

えるのは、本当に正解だと思います。

それで、このほかにも対策はあると思うのです。例えば、昔、やっていた除雪機の補助だとか、そういう市民の目線で、この排雪、この経費を削減するような、貸出しダンプ制度などもありますけれども、その点についてはどうですか。

○（建設）雪対策課長

今、こういった機械の助成の例示もございましたけれども、まず一つ、私どもとしては、当面、この四つの公約について、検討を掘り下げていくということで、進めていかなければならないというふうに考えております。また、助成につきましても、費用がかかることにもなりますので、その辺につきましても今後の課題かと思っておりますが、いずれにしても、投資した分、それが除雪の効率化につながり、また、トータル的には、除雪費の圧縮などという方向に向かっていくのであれば、当然、それも検討課題かと思っておりますけれども、今後の課題とさせていただきます。と思っています。

○山田委員

本当にこの除雪は、市長の目玉事業です。この目玉事業は、本当にきちんとやっていただく、また、これは、幾らお金をつぎ込んでも本当に、予算を投入しても、後に残らないのです。市長に対しては、ぜひ、除雪は、効率よく、また、コストを考え、そういった部分で、市のために、財政のために、予算を残す、こういう部分では、本当に市長として御苦労される部分です。最後に、この除雪対策で、早急に、何をやりたいのか、これは、市長に示していただきたいと思うのですが、その点の市長の決意、また、予算に対してどのように配分されるのか、その部分を聞いて終わりたいと思います。

○市長

除排雪についてでございますけれども、きめ細やかに行ってまいりたいと思っております、公約において示させていただいたように、出動基準を変える、また、ステーションを増設する、雪捨て場を増やしていく、その他さまざまな要素、取組を行ってまいりたいと思っておりますが、今、それこそ原課とも話しておりますけれども、おっしゃるように、コストがかかる可能性があるのではないか、また、予算的にも大きく膨らむ可能性がある、その中で、総体的にどのように、予算を上げずに実現していくのかということを今まさに検討中でございます。今、さまざまな御指摘がございましたけれども、話されていたように、市民の皆様が安心して冬を過ごせるような環境を整えるために、今後においても、原課と一緒にしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員

それでは、7月23日の除雪懇談会までには、ある程度示されるということによろしいですか。

○建設部片山副参事

7月23日に除雪懇談会を開催させていただきますが、その中では、昨年度の除排雪の状況、それから昨年度の反省点等、町会等、お集まりいただいた皆さんから意見を伺う場としたいと思っております。ある程度方向性は示せるかというふうには思っておりますけれども、まだ具体のものは、23日の第1回目の懇談会では、示すことはできないかとは感じております。

○山田委員

ぜひ方向性だけでも、このような形でやりたい、強くそういうことを言っていただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎人口減少対策について

初めに、代表質問で人口減少対策について伺っておりますので、その点で何点か伺いたいと思います。

昨年 8 月に立ち上げられた人口対策庁内検討会議と産官学等で構成する小樽市人口対策会議ですけれども、新市長になられて、新市長の下で現在まで行われてきた会議、また、その検討内容等をお聞かせ願えればと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

新市長体制での会議の開催状況につきましては、6 月 11 日に第 3 回の人口対策会議を開催しており、金融機関からのアドバイザー招聘や次回会議からの一般公開について御承認いただいたところでございます。

人口対策に関する施策の方向性についての意見交換も行っておりまして、主な意見としましては、成長分野、地場産業への支援強化、起業・創業支援、観光の国際化、医療費助成の年齢の見直し、周産期医療の確保、交通アクセスの充実などが挙げられたところでございます。全体的には、子育て、教育、生活環境を重視する意見が多かったところでございます。

○千葉委員

平成 27 年、昨年から、この人口対策等、地方版総合戦略を 2015 年度中に提出するという事で議論もされてきたのですが、27 年第 1 回定例会で、各会派がいろいろ質問なさっているのですが、我が党の代表質問で、高橋克幸議員の質問に対して、方向性について市長からの答弁があります。これは、各会派で共通していたかなと記憶しているのですが、一つは、産業振興による働く場の創出・拡大、二つ目が子育て支援と教育の充実、三つ目が生活環境の整備でありました。本市で人口対策に向けてこの三つのポイントを挙げられていますけれども、それぞれのポイントについてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

産業振興による働く場の創出・拡大につきましては、市内からの転出防止の観点と市外からの転入促進の観点から、ポイントとして挙げられていたところでございます。

子育て支援と教育の充実につきましては、子育て世代の不安軽減、子育て世代が重視する教育の充実という観点でございます。

三つ目に、生活環境の整備につきましては、通勤の利便性確保あるいは住環境の整備と充実、こういった観点でポイントに挙げさせていただいたところでございます。

○千葉委員

今、挙げられたこの三つは、先ほどの御意見とも共通するのかなと思っていまして、本当にこれからの方向性に向けてのポイントとしては重要なポイントかなと思っております。

それで、代表質問の中で市長に、この人口減少対策について、その要因などもお聞きいたしました。昭和 34 年のことや、62 年からということで、転出数が転入数を上回るということで、それぞれ自然減に拍車をかけているということ等、御答弁があったと思うのですが、少子高齢化が一番の要因だということで、日本では、本当に少子高齢化が進んで、小樽は、高齢化が日本全国の 10 年先を行っているというふうによく言われるのですが、本当にどんどん少子化が進んでいく中で、本市にとって、将来にわたって与える影響というのは、どういうことが挙げられているのか、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

特に減少が著しい 20 代の男女の人口が減ることによりまして、人口の再生産性というものが下がりますので、間違いなく将来に向けては人口が減少していくという認識でございます。

○千葉委員

今、お答えいただいた内容等も、人口減少対策の検討方法と事業実施の方向性につきましては、このような分析

結果を踏まえて、当面は、自然減対策に重きを置きながら検討するというふうに御答弁をいただいています。私が懸念しているのは、今まで、先ほどの三つのポイントがありましたけれども、20代、30代、若い生産年齢人口の方々がなぜ小樽市から出ていくのかということも、今まで議論されている中で、やはり雇用の場が少ないということが一番大きな問題ではないかと議論されてきたというふうに記憶しているのですが、その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

御質問にありましたとおり、人口対策には、産業振興と申しますか、雇用対策が重要であること、これは間違いないところでございます。ただ、一方で、人口減少対策という形になりますと、経済であったり、生活であったり、子育てであったり、全ての指標においてバランスが重要であるというふうに考えております。人口減少に影響を与えている阻害要因の除去、これが喫緊の課題と考えております。

○千葉委員

理解はできたのですがけれども、ただ、この御答弁の中で、やはり市長の公約もありますから、当面は自然減対策に重きを置きながら検討を行うと、また、周産期医療の安定化や子育てに対する支援策の充実などを図ることで出生数を増やし、合計特殊出生率を改善したいと考えており、あわせて高齢者の病氣予防と生きがい対策などにより死亡数を減らす取組を組み合わせることで、自然増減の均衡を図ることが必要であると考えておりますというふうに、私も本当にそうだなと理解はしているのですが、ただ、そういう政策を進めるためにも、重きを置くところというのは、やはり雇用であり、経済なのかなと感じているところで、今までとは、今まさに検討、今月から始められる人口ビジョンや小樽市版の総合戦略の方向性が前と少し違ってきているのかなという印象を受けるのです。その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

人口対策会議の委員の皆様方からも、施策に対する御意見というのは、さまざまいただいたところでございます。その中で、やはり子育て、教育、生活環境につきましては、非常に重視されているという意見が多かったものでございますから、こういった部分が恐らく人口減少の阻害要因になっているという想定の下、子育て支援であったり、教育であったり、生活環境の維持みたいなものに重点を置いて進めていきたいというふうに考えております。当面はということでございます。

○千葉委員

当面というのは、期間というか、どのぐらいやっていこうというような考えもあるということですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

済みません、地方版総合戦略の期間が5年間という短い期間でございますので、施策については、優先順位をある程度つけて進めていかざるを得ないというふうに考えております。当面と申しますのは、私の感覚としましては、5年以内というふうに考えております。

○千葉委員

今の御答弁だと、その5年間の中で重きを置く公約等を含めて進めていくというふうに理解しましたけれども、この人口対策の自然増減というのは、たぶん5年では全く解消もできないし、そのめども立つのか、立たないのかというところで、効果がはかれないのかなと思っているのです。これはこれでしっかりと、人口ビジョンの2060年まででしたか、その中でしっかりと進められるような政策に向けてやってほしいのですけれども、やはり総合戦略の5年という限定の中でどこに方向性、重きを置くかということを考えれば、その実現のためにも、やはり雇用や経済といったところに重きを置くことが先ではないかなと考えるのですが、その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

もちろん経済対策が重要であることは間違いないことではございますが、商工会議所等の動きも見ながら、機能的な分担ができればというふうに考えております。経済につきましては、ある程度は優先順位が下がるという形に

はなりますけれども、今まで経済対策に注力していた部分、生活に関する部分の不満が大きいというようなアンケート結果も出ておりますので、そういった部分の軽減に 5 年間かけて努めてまいりたい、また、その軽減が比較的数字でわかるように、重要評価指標というものをある程度採用しながら、市民の皆様方にその進捗ぐあいや成果を示せるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

これは、これから本当にタイトなスケジュールで、8 月には、総合戦略の素案も完成する予定になっているのですけれども、今の御答弁について、重きを置く方向性が変わったというか、重きを置くところが変更になったというか、そのように受け止めたのですが、非常にタイトな中で総合戦略を完成させる予定ですが、その間、議会にも、しっかりと検討内容や素案、さらにその前の案などをきちんと示していただけるかどうかについては、いかがですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

私どもとしましては、7 月中に総合戦略のたたき台を作成いたしまして、人口対策庁内検討会議や人口対策会議で御意見をいただいた上で、素案を作成してまいりたいと考えております。9 月には、人口対策会議に素案をお諮りし、パブリックコメントを実施し、総務常任委員会における報告を行う予定でございますが、たたき台ができ次第、また、素案ができ次第、随時、議会に報告を行う予定でございまして、常に議会にも資料を提出させていただきたいというふうに考えております。

○千葉委員

成果指標もしっかりと示さなくてはいけないですし、それによっては年度ごとで見直しもしなければならないのかなと思っていますし、さらには、地域の特色のあるそういう施策でなければ、予算もつかないのではないかなということも懸念されていますので、しっかりとまたこれについては、議会としても、その素案の案も、示されたものを吟味して議論していきたいと思っていますので、これについては、早急をお願いいたします。

◎中小零細企業への支援について

次に、関連して、中小零細企業の支援について質問させていただいておりますが、1 点伺いたいののですが、この中小零細企業の支援について、市内経済団体とはどのような協議がされているのか、また、支援策を考えているのかということで質問させていただきました。御答弁の中では、中小零細企業がどのような支援を必要としているのか把握に努めていく、先ほどお話があった金融機関ですとか、各経済団体と協議を行っていくというふうにお話がありましたけれども、今までも、私も経済常任委員会にいましたが、その把握については、いろいろ行われてきたのかなと思っています。これは、実際に、今後、把握に努めるというのは、今までと何か違ったことがあるのかについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

これまで特に中小零細企業と言われる小規模企業に絞っての支援策等は行っておりませんでしたが、まずは市内の小規模企業の状況の把握に努めていきたいと考えております。あわせて、現在の融資制度の小規模企業への適合性や制度の課題点などについて、これらの団体等との打合せを行いまして、まずは改善等すべき点があれば考えていきたいと思っています。

○千葉委員

そうすると、今、対象となっているいろいろな融資、マルタル資金などがありますけれども、この対象者の要件自体を、ハードルを低くするという考えがあるということで受け止めてよろしいですか。

○（産業港湾）産業振興課長

そういう必要性があるかどうかについても、協議を行い、考えていきたいと思っています。

○千葉委員

今までも、金融機関等とそういう協議といいますか、お話しがあったと思いますけれども、そういった中では、御意見等はなかったのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

これまでも、市内金融機関とは、年に一、二回、金融担当者会議というものを実施しております。これにより金融機関からの意見をいただきまして、昨年度、中小企業特別資金の融資限度額を2,000万円から3,000万円に引き上げたところであります。この引上げ額の利用につきましては、これまでに5件程度の実績があり、有効な引上げであったと考えております。

○千葉委員

融資枠を広げて借りられるというところ、非常に優良な中小企業のところかなと思っておりますけれども、小樽市では、さらに零細企業、また、事業主の方々が廃業するケースが今、非常に多くなっていて、それは、単純に融資を受けられないだとか、資金繰りが苦しいだとかということで、廃業なさっている方だけではないというふうに思っていて、それ以外に後継者がいないということも非常に問題になってはいるのですが、その辺については、例えば金融機関等との会議の中で、そういう課題について本市として何か協力してできることはないかなどの御意見等は聞かれなかったのかについては、いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今後、こういった会議の中で、小規模企業が抱えているいろいろな課題について伺いまして、御意見を参考に考えていきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

◎創業支援事業について

関連で、創業支援事業についても伺います。

先ほど、中村岩雄委員でしたか、質問していたのですけれども、今回、商工業振興費の中に創業支援事業費が計上されております。この補助内容の御説明が先ほどありましたけれども、それぞれ、事務所の家賃補助は13件、内外装工事費及び創業融資は16件ということで、件数が出て予算組みされております。この件数というのは、なぜこのように決まったのか、それについてはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

日本政策金融公庫によりますと、例年の市内での創業件数が年間25件程度であるということから、今年度のこの事業の開始月が年度当初からずれ込んでいる点を考慮しまして、今年度は16件程度の申請を見込んで計画しております。家賃補助につきましては、さらに商店街での創業分を3件分と見込みまして、13件というふうにしております。

○千葉委員

報道等によると、商工会議所も含めたそういうサポートが始まっているようですけれども、実際にこの事業の、小樽創業サポート支援ということで何か御相談があったとか、そういうことについては、現在、どのぐらいあるかということ把握されているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

産業振興課に直接相談に来られた方ということであれば、これまでに2件程度相談がありまして、これは、道外から小樽に転入して飲食店の創業を計画しているという方でした。この事業や創業支援計画について説明しました。

○千葉委員

経済常任委員会の中でも、起業家支援などということで質問させていただいたのですけれども、今、お話があつ

たとおり、小樽以外のところからの相談だということで、例えば、報道やホームページを見て来ただとか、その理由については聞いていらっしゃいますか。

○（産業港湾）産業振興課長

この 2 件の方については、具体的に小樽市での支援制度について何か情報があったということではなく、市役所に行けば何か相談できるのではないかということで見えたというふうに聞いております。

○千葉委員

今、各市町村で、創業支援事業ということで本当にいろいろなところが手を挙げ始めているのです。この内容を見させていただいて、本市としての特色があるのかどうかについてはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業についての他都市と比べての特色などは、今の時点では把握しておりませんが、今後、この本市の制度ができるだけ普及するように、市のホームページですとか、さまざまな媒体の利用ですとか、金融機関を通して制度の PR に努めていきたいと考えております。

○千葉委員

ぜひそうしていただきたいのですけれども、やはり何か特徴があると非常にいいなと考えております。

この予算の金額なのですけれども、2,150 万円という予算なのですが、財源的には一般財源になっているかなと思いますけれども、財源は今後どのようにしていくのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今のところ、市単費の予算での実施を予定しております。何か使える制度があれば、活用していきたいと考えております。

○千葉委員

ということは、今のところは単費の財源ということで、この 2,150 万円は決して少くない金額なのですけれども、創業者に対して、家賃補助は 6 か月、創業利子補給は 12 回だから 1 年分ということなのですが、結局、この制度、この事業を使った方に対して、例えば、小樽市内で何年間は操業しなくてはいけないとか、そのような条件はあるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

申請した方がその後に操業をやめられる、事業をやめられるなどいろいろな場合も想定されるのですが、現在、実施に向けていろいろな場合に備えた要綱の整備を進めている段階でございます。

○千葉委員

では、今回、予算がこのまま通ると、これについては、まだ細かい要綱等はできていないというふうに理解してよろしいですか。

○（産業港湾）産業振興課長

現時点では、まだ策定中の段階でございます。

（「ずいぶんエコリフォームとは対応が違うね」と呼ぶ者あり）

○千葉委員

結局、金額的にも、それほど小さいわけではありませぬので、早急に進めないと、いかがかなと思いますが、いつぐらいにきちんと要綱として示していただけるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在、8 月ごろからの開始を目指して準備を進めております。

○千葉委員

創業支援事業というのは、人口対策の話もさせていただきましたけれども、若い方が起業する場合、また、創業

したいという方がいると、非常に有効な事業かなと思っておりまして、小樽から市外に転出することなく、小樽で何かしたいという方にも、非常に有効な事業ですし、また、小樽に来て何か創業したいという方にも、非常に有効な事業かなと思っておりますので、PR はもちろん進めていただきたいのですが、やはりこの事業費の使い方については、しっかりと要綱を示していただいて進めていただきたいなと思っております。この事業費、この事業について、本市としてはどういう効果を見込んでいるかについては、いかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

これにつきましては、人口対策、雇用対策の側面と、さらに市内居住者が市外に転出することを防止すること、また、市外居住者の方を市内に呼び込むことなどを目標としております。

○千葉委員

◎除排雪について

最後に、除雪について、考え方を伺いたいのですが、今回、市長公約をぜひ、市民の方の期待も大きいので、進めていただきたいなと思っているのですが、やはり心配なのは、財源であります。今、9 月に向けて、先ほどお話があったように、排雪を抑制する、予算を抑制する、効果がある排雪の仕方というふうにあったのですが、ほかは少しプラスになる要素があると思うのです。その予算の考え方として、今まで当初予算はたぶん10億円とか11億円ぐらいで組まれてきたのかなと、違ったら訂正をお願いしたいのですが、その枠を超えて考えるのか、その枠内でしっかりと新たな堆積場を増やすとか、ステーションを増やすとか、そういうものを考えていくのか、当初予算の考え方についてお聞きして、終わらせていただきたいと思います。

○建設部片山副参事

除雪の予算ということでございますけれども、今、いろいろな市長公約の実現に向けて検討を進めているところでございますので、予算を含めて検証を進めているところでございます。今の委員の御質問に対しては、現時点ではお答えできないのですが、なるべく経費の節減を図って、費用のかからないような除雪を目指していきたいというふうに考えております。

○千葉委員

ということは、今まで組まれてきた当初予算の範囲内で何とかおさめようというふうに努めると理解してよろしいですか。

○建設部片山副参事

予算については、今までの予算枠ということではなく、今、求められている除雪に対しての検証作業を進めておりますので、その費用を算出していききたい、ただ、その費用を算出するに当たっては、予算も限られておりますし、機械も人員も限られておりますので、そういうファクターを加味して予算を組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎除排雪について

除雪問題なのですが、ほとんど聞かれているので、2 点について質問させてください。

まず一つは、除雪懇談会の問題なのですが、除雪懇談会は、先ほどの答弁などでも言われているのですが、7 月と11月にされる、7 月は前年度の総括、11月は具体的に地域でやるという話を報告されているのですが、私は、この質問の基本は、11月の開設、事情を地域で説明する回数を増やすべきではないかということが言いたいのです。なぜかという、確かに国道など第1種路線、第2種路線には除雪が入るのですが、生活路線というところ

でやはり苦情が一番多いのだらうと思うのです。私は、代表質問などで話したときに、市長からも、きめ細やかな対処が必要だというような趣旨の答弁をもらっているのですけれども、そのためにも、できる限り回数を地域的に増やして、懇談会をやってほしいというふうに思っているわけです。先ほどの答弁などでは、今年度も 9 か所とということで答弁されているのですが、恐らく、9 か所ということになれば、昨年度と同じ場所、同じ会場というようなことを発想されていると思うのだけれども、例えば、昨年度であれば、西地区であれば、長橋 4 丁目の共睦会館、そして塩谷サービスセンターなのです。やはり住宅が多いところというのは、オタモイ、幸が多いところで、やはり除雪に関して要望が強いところなのです。それと、もう一か所考えているのは、桜でも望洋台の近くとか、昨年度の案でいくと、東小樽会館ですけれども、向かい側の山とか、望洋台側でもそういう説明会をやる必要があるのではないかと思います。その辺については、どのように考え、変更とか、そういうことを考えられないか、聞かせてほしいと思います。

○（建設）雪対策課長

第 2 回懇談会の開催箇所数の増大という御質問でございますが、今のところは、同じ場所で 9 回ということで考えております。ただ、これから市長公約の実現の検討ということで、いろいろと除雪方針についても、見直しについて検討を進めております。そういったこともございまして、その辺の内容が変わった場合には、ある程度丁寧な説明も必要かという部分もございます。今の段階では、ここで増やすということはまだ答弁できませんけれども、今後の作業の中で、11 月の懇談会をどうするかということについても、あわせて考えていきたいというふうに思っております。

○川畑委員

関連して、例えば、懇談会のときに、町会の主な役員とか、そういう方が参加するのですけれども、できれば、地域で日常生活に困っている、そういう人方が参加できるような方法をぜひ考えてほしいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この懇談会につきましては、これまでも、私どもとしては、こういう役員の方に限定したという形ではなく、一応、皆様にお声かけするような形で、広報やホームページを使って御案内させていただいているところでございます。ただ、実態としては、委員のおっしゃるとおり、開催しますと、役員の方中心で参加していただいているという状況になっているのですが、いずれにしても、周知という部分でいくと、私どもとしては、市民も含めて説明させていただきたいという立場をとらせていただいておりますので、これについては、今後とも同じような形で進めさせていただきたいと思っております。

○川畑委員

除雪に関して、もう一点質問します。

実は、市民の皆さんからいろいろな要求が上がってきている中で、歩道の除雪ですね、雪山対策についても、子供たちにとって通学路が、歩道が歩きにくいという要求が非常にあります。ところが、平成 26 年度主な重点目標の中に、主要通学路における歩行路の確保というのが重点項目の中の三つの中に一つ挙がっているのです。それにもかかわらず、こういう要求、要望が上がってくるということなので、今年度は重点目標をどういうところに置くのか、その辺の要点があったら、聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

昨年度の重点項目の中で、通学路等の歩道の確保というのは、やはり重点項目として挙げさせていただいております。ステーションにも、こういった重点項目に沿ってなるべく丁寧に対応してほしいということは、私どもからも伝えさせていただいておりますが、雪が多いとき、また、除排雪が重なったときは、なかなか追いついていないというのが実態でございまして、そういった中にあっても、通学路というのは、特に意識させていただいて除雪して

いただいているつもりではございます。今後、重点項目としてこれらをどう扱っていくかということですが、一応、今年度は、先ほど来、説明させていただいていますが、除雪の体制の見直しが控えております。ですから、その内容を最終的に、検討結果を踏まえて、この重点項目の考え方については、整理していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

◎サンセットビーチ銭函について

次に、サンセットビーチ銭函の問題について質問させてください。

サンセットビーチ銭函で、市街化調整区域である民有地に工作物が建てられているわけですが、工作物などは何棟建っているのか、また、このうち違法建築物に該当するものは何棟あるのか、聞かせていただけますか。

○（建設）池澤主幹

2月20日現在でございますけれども、28個の工作物を確認しておりますが、仮設建築物、コンテナ、車両などを含む総数でございますので、このうち違反建築物に該当するものが何棟あるかは、今後、現地で調査するような予定になっております。

○川畑委員

それでは、まだ調査されていない、これからだということなのですね。

それで、無許可の建築物は、どの法律によって違反にすることになるのか、その辺について説明してくれますか。

○（建設）池澤主幹

法律の違反でございますけれども、建築基準法に伴う許可申請、確認申請が提出されておりませんので、都市計画法違反ということになります。

○川畑委員

それで、サンセットビーチの都市計画法の違反は、おたるドリームビーチの問題発覚後、海の家を調査する中でわかったとも報道されているわけですが、小樽市は以前から認識していたのではないかと思います。その辺はいつごろから認識されていたのですか。

○（建設）池澤主幹

サンセットビーチ銭函でございますけれども、平成13年に海水浴場として開設されております。この時点で仮設建築物の申請が提出されておりませんでしたので、指導を行っている状況でございます。その後、指導の結果、16年から21年まで、17年は提出されませんでしたけれども、許可申請、確認申請が提出されているような状況でございます。22年以降は、指導はしておりますけれども、提出はされていないような状況になっております。

○川畑委員

報道の中では、サンセットビーチ付近の民有地にも多くの海の家が建っているというふうに載っていたのですが、サンセットビーチ付近の民有地とは、どこのことをいっているのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

サンセットビーチ付近の民有地でございますけれども、サンセットビーチとドリームビーチの中間ということになります。

○川畑委員

そこは市街化調整区域だと思うのですが、サンセットビーチ付近の違法建築物は何件建てられているのか、その辺はつかんでいますか。

○（建設）池澤主幹

こちら2月20日現在でございますけれども、55個の工作物を確認しておりますが、こちら仮設建築物、コンテナ、車両なども含む総数でございますので、このうち違法建築物に該当するものが何棟になるかというのは、今

後、調査する予定になっております。

○川畑委員

それでは、まだ全然調査は進んでいないということなのですか。

それで、調査が進んでいない中で具体的なことを詰めても、答弁はできないのだろうと思うので、小樽市の海の家などの違法建築物に対する今後の対応についてどうしているのか、その辺の詳しい話をしたいだけですか。

○（建設）池澤主幹

今後の対応でございますけれども、現在、建物の所有者の把握に努めているところでございます。把握できたところから、現在、口頭や文書による是正を行っているような状況でございます。

○川畑委員

そうしたら、これから所有者についてリストを上げて当たっていく、そういう指導をしていくということですよね。ただ、今回のこのサンセットビーチの問題では、違法建築物はドリームビーチに引き続く問題だと思うのです。それで、今、このサンセットビーチの問題を取り上げていますけれども、小樽には、海水浴場がドリームビーチを入れて七つあります。これらの海水浴場があるのですけれども、ほかの海水浴場では、違法建築というのは起きていないのですか。そういう状況はないのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

他の海水浴場に違法建築物がないかどうかということでございますけれども、塩谷海水浴場、東小樽海水浴場、銭函海水浴場は、市街化区域でございますので、問題はございません。

蘭島海水浴場、朝里海水浴場は、市街化調整区域でございます。ただし、市街化区域と市街化調整区域の区分以前からの建築物でございますので、違反はないような状況でございます。

○川畑委員

そうしたら、蘭島海水浴場、朝里海水浴場については、市街化調整区域ということで、昭和45年7月ですか、それ以前のものだから、全く問題はないということですよね。

○（建設）池澤主幹

区域区分が昭和45年7月1日になっておりますので、これ以前に建てられた建物ということで、問題はないと認識しております。

○川畑委員

そうしたら、今、サンセットビーチで問題が起きている違法建築物というか、その問題については、ほかの海水浴場では起きてこない、そういうことで捉えていいですか。

○（建設）池澤主幹

ドリームビーチとサンセットビーチ以外については、問題はないと考えております。

○川畑委員

保健所に確認させていただきたいのですが、無許可で海の家を建てているのは約10棟と報道で書かれていたのですけれども、小樽市の保健所が食品衛生法に基づき飲食店の営業を許可しているのは、海の家があると思うのですが、それは何件あるのか、聞かせていただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

海水浴場の飲食店営業許可につきましては、平成26年度、サンセットビーチについては7件、サンセットビーチとドリームビーチの間にある海の家については5件、保健所の食品衛生法の許可をとっていただいているところでございます。

○川畑委員

後半で言った 5 件というのは、先ほど聞いていたサンセットビーチ付近の民有地の 55 個の中の 5 件ということでいいですか。

○（保健所）生活衛生課長

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○川畑委員

海の家への許可申請については、営業者が保健所に出向いて申請しているのか、あるいは、保健所が点検した中で見つけて申請させたのか、その辺の状況を聞きたいのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（保健所）生活衛生課長

保健所では、毎年、海水浴シーズン前に現地をパトロールしておりまして、その中で、食品を提供する意思がある方若しくは提供している方については、保健所に来て申請を出すように指導して、実際に保健所に来て申請を出していただいているところでございます。

○川畑委員

それでしたら、要するに、保健所は、点検して、その上で、営業している部分については、保健所に申請を上げさせているという捉え方でいいですか。

○（保健所）生活衛生課長

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○川畑委員

点検しているときに、ここは市街化調整区域だとか、本当にここに建っていていいのだろうかというところは、保健所の管轄外だろうと思うのですが、その辺の疑問というか、そういうことはされていなかったのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所では、食品衛生法の基準に合っているかどうかを審査しているにすぎず、他の法令についての遵守状況までについては、これまでは確認しておりませんでした。

○川畑委員

最後になりますけれども、その場合に、そういう点検もあわせてやることは不可能なのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今年度、ドリームビーチ、サンセットビーチなどについてこういった問題が起きておりますので、今年のパトロールからにつきましては、食品衛生法以外の他の法令についても、各海の家におきまして遵守していただくように指導していきたいというふうに思っておりますけれども、あくまでも行政指導の範囲の中での対応というふうに考えております。

○建設部松木次長

先ほど川畑委員から御質問がありましたサンセットビーチの違法建築物等の調査の関係なのですが、基本的に私どもは一定の調査をしております、その数を把握しております。ただ、その中で、どういった建物が建っているか、より詳しくやはり調査しないと、それが建築、コンテナなのか、単純に車を置いているのかとか、その辺を含めて詳細な調査をするということで、今後していきたいというふうに思っております。

また、現在、これは民地なものですから、土地の所有者に確認しまして、所有者の方に文書で、土地の上にこういった工作物が建っているのか、それについて、どういったものが建っているのかとか、所有者は誰ですかとか、そういった問い合わせをしまして、問い合わせをした後、今、回答が来ておりますので、そういったものについて、その建物は違法だとかということで除却をしてくださいますとか、そういった指導を今後、推し進めていくということ

で、現在もやっております、今後も進めていくということでございます。

また、保健所との対応につきましても、今後、いろいろと協議して、やってまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

俗に言うと、市役所は縦割りだとよく市民に言われるので、そういうつながり、連携を持って解消していかねければ、善処する方法というのはなかなか見つかっていないだろうと思うので、その辺で善処をお願いしたいなと思います。

○小貫委員

◎ＪＲ駅舎のバリアフリー化について

まず、ＪＲ駅舎のバリアフリー化についてですけれども、川畑委員が代表質問でこの問題を取り上げまして、今年度の早い時期に協議会を設立するという旨の答弁がありました。国の補助要綱に基づきということなのですけれども、この協議会について、要綱上の設置の条件、補助の内容、この辺を詳しく説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱では、まず補助要件として、地域の関係者で構成される協議会での議論を経た計画に基づく事業であることというふうにされておまして、当たり前なのですが、バリアフリー化を行うことが協議会設置の前提条件となっております。

また、協議会の構成につきましては、要綱第３条になりますけれども、「関係する都道府県又は市区町村」「関係する交通事業者又は交通施設管理者等」「地方運輸局又は地方航空局」とされております。また、「その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者」を加えることができるとされております。今回は、ＪＲ駅に関する協議会であることから、小樽市、ＪＲ北海道、北海道運輸局を構成員としたいと考えております。

○小貫委員

今、協議会の中身について説明がありましたけれども、今まで私は、この間、４年間、毎回、取り上げてきましたが、最初に取り上げたときは、大体、ざっくりばらんに言えば、バリアフリー化はＪＲの仕事だ、聞いてはみるけれども、答えはあまり期待しないでください、このような、あくまでも私のニュアンスですよ、違うと言われたらそれまでなのですが、このような感じだったのですけれども、２月に前市長がＪＲ本社に行って、先日……、こういう話をしていると時間がなくなるので、それで、これは、要は、一歩前進だと私たちは捉えています。それで、協議会の設置、補助の申請の主体は誰になるのか、説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会の設置主体は、小樽市となります。

それと、補助申請の主体につきましては、ＪＲ北海道となります。

○小貫委員

協議会の設置は、小樽市が行うということなのですが、これは、それぞれの駅舎ごとに行うのか、小樽市内全部を一くくりにして協議会の設置という形になるのか、その辺はいかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会の設置につきましては、単独の駅ということではなく、全体の駅について順次、協議していくということになると考えております。

○小貫委員

そうすると、市長答弁では、南小樽駅と銭函駅ということだったのですけれども、それぞれ個別に議論して、そ

の結論が一緒ではなくても、補助の申請はできる、個別にどちらかでけりがつき次第、できるということでもいいのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

計画をそれぞれつくることになりますけれども、計画ができて、例えば、小樽市も補助を出すのですが、そういう準備ができた、そういう駅から順次、やっていくということになるかと思います。

○小貫委員

それで、この協議会で、補助の要綱に基づいて補助を受けるに際して、最低限、議論の中で結論を出しておかなければいけないことは、どのようなことなのでしょう。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会では、バリアフリー化を進めるための生活交通確保維持改善計画というものを策定することになります。この計画の中に、「バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性」「バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果」「バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者」「バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」「計画期間」について、具体的に記載するものとされておりますので、これらのことにつきまして、協議会で結論を出すということになります。

○小貫委員

ということは、この協議会の中で一定どれだけお金がかかるかというのは試算できる、ＪＲがいるからでしょうけれども、試算できるということによろしいのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

この計画の中で事業費の総額についても決めることになっておりますので、協議会の中で決定していくということになります。

○小貫委員

それで、最初の質問に対して、要綱第３条で、都道府県、市町村ということで構成することができるという答弁だったと思うのですが、今回の代表質問への答弁では、北海道が入っていないということになっているのですが、それは検討しなかったのか、それとも、これから検討するのか、その辺はどうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会には、要綱上というのでしょうか、北海道も、入ることはできます。ただ、この協議会は、エレベーターなどの駅のバリアフリー化設備等の整備について協議するものでありまして、これまで、道内でこの協議会に北海道が構成員として入ったことがないことから、本市においても、同様にしたいと考えております。

○小貫委員

私たちとしては、これまでＪＲ駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく基本構想の作成を提案してきたところなのですが、この基本構想の作成と、今、協議会との関係という点でいえばどのように関係してくるのか、その辺を説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

バリアフリー法に基づきまして市町村が作成することができるとされておりますバリアフリー基本構想は、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、都市公園などの重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。一方、国の補助要綱に基づく協議会が策定する計画につきましては、事業者であるＪＲ北海道が駅舎や駅構内などのバリアフリー化施設等の整備を実施する事業計画であります。駅周辺において、例えば、基本構想を作成して、構想の中に個別の特定事業としてこの駅のバリアフリー化を位置づけた場合には、この協議会が策定する計画が、基本構想作成後に事業者による作成が義務づけられるとされております特定事業計画として、位置づけられることになります。

○小貫委員

もう少しかみ砕いて言っていただければよかったのですが、要は、今回の協議会は、駅舎と駅の施設だけですと、ただ、基本構想を作成するということになると、周りのことも含めて基本構想の中に入れないといけな

○（建設）まちづくり推進課長

基本構想の中の位置づけはそのとおりでございますが、今回、協議会で策定する計画につきましては、基本構想作成後に作成する事業計画という位置づけであります。

○小貫委員

そうしたら、基本構想の作成については、どのように考えているのか。

○（建設）まちづくり推進課長

基本構想の作成の必要性につきましては、今後、各駅周辺の現況を詳細に調査いたしまして、設置を目指しております協議会の議論においてある程度具体的な整備計画の方向性が見えてきた段階で、適切に判断してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎住宅事業特別会計について

住宅事業特別会計について、一言だけ述べさせていただきますけれども、今回、議案第 3 号で住宅事業特別会計、市営若竹住宅の問題が出ています。第 1 回定例会の建設常任委員会で議論されている中身ですので、中身については触れませんが、一般会計から 500 万円繰り入れられているということで、昨年の決算特別委員会で、主要 10 市の中で住宅事業特別会計を設置している市は小樽市のみだという答弁がありまして、私は、このとき、どのようなメリットがあつてやっているのですかということを聞いたら、当時の財政課長は、歳入歳出が明確になる、それがメリットだと答弁していました。そうすると、逆に、それがメリットだったら、少し薄いと思うのですが、本当に行政運営としてメリットがあるのだったら、他都市も特別会計で行うのではないかなと思って、疑問が生まれました。この特別会計の有益性という点については、改めて決算特別委員会の中で伺いたいと思いますので、それまでに資料を整えていただけたらと思いますが、それについていかがですか。

○（財政）財政課長

これから、第 3 回定例会、決算特別委員会に向けて調べていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 00 分

再開 午後 5 時 26 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号 2015 年度小樽市一般会計補正予算について、否決の討論を行います。詳しくは本会議で述べます。

理由は、個人番号カード交付事業費です。マイナンバー制度による個人情報流出の不安、成り済ましの被害が心

配されるところです。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 2 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 3 号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、山田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分に尽くしませんが、委員長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。